

京都市告示第329号

京都市林産物需要拡大センターの指定管理者である財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市林産物需要拡大センター条例第4条第1項ただし書の規定に基づき、開所時間の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成21年11月20日

京都市長 門川 大作

期間	変更開所時間	現行開所時間
平成21年12月1日から 平成21年12月27日まで	午前9時から 午後6時まで	午前10時から 午後6時まで
平成22年1月5日から 平成22年5月31日まで		

(産業観光局農林振興室林業振興課)